

名 誉 会 員 の 推 挙 法 に つ い て

日本測地学会

1. 毎年度、評議会において、「名誉会員の推挙について」を議題とする。
2. 名誉会員の資格年齢は概ね70歳以上とする。
3. 名誉会員の定数は15名とする。
4. 名誉会員は評議員の推薦にもとづき、会長がとりまとめ、評議会に諮る。出席評議員の2 / 3以上の賛成をもって評議会案として総会に提案する。

(平成12年 6月26日日本測地学会評議会申し合わせ)